

杉並区が考えるモニタリング

- 1、モニタリングの効果が本人の利益につながること。
- 2、モニタリングは評価することである。(動くことではない)
- 3、モニタリングは評価し課題を抽出しサービスにつなげたり、関係機関と連携をつくること

杉並区が考える指定特定相談支援事業所

- 1、利用者がサービスを利用する際の第一義的相談相手であり、利用者を支援する関係機関の一つ

<モニタリング頻度変更に伴う手続きについて>

障害福祉サービス係にて、必要性和頻度等を随時確認・判断し、認定給付係で支給決定を行います。

1. 障害福祉サービス係の担当者に、利用者の状況とモニタリング頻度変更の必要性を**事前に相談する。**
2. 障害福祉サービス係より、変更の必要性が認められたら、モニタリング期間確認票を提出する。

※ 緊急時以外は、必ず事前にご相談下さい。事後の相談の場合にはお認めできない場合もあります。

※受給者証は、認定給付係の窓口を持参していただき、訂正します。

事業所には、訂正した受給者証のコピーか、モニタリング頻度変更通知のコピーを送付します。

<モニタリング記録票提出についてのお願い>

※モニタリング実施後、モニタリング記録票を障害福祉サービス係に提出してください。

※ケア会議を開催した場合には会議の記録等も添付してください。

モニタリング期間確認票(原則以外のモニタリング頻度を検討するケース)

事業所名 _____ 担当者 _____

受給者番号 _____ 氏名 _____

現在の計画期間	現在のモニタリング月(例:7月、1月)	追加したいモニタリング月(例:8月、9月、10月)

本人状況

◆心身の状況の変化が激しい

具体的な状況(難病等による病状の進行、加齢、成長による変化、精神症状等によるサービスの調整等)

◆年齢の節目(前後1年を目安)により集中的に利用サービスの検討が必要

具体的な状況(18歳、40歳、65歳到達等)

◆支援がないとサービスの利用等が困難

具体的な状況

家族状況

◆家族状況によりサービスの利用につながらない、本人状況にそぐわない支援となっている、緊急対応が必要

具体的な状況

その他

◆関係機関との連携が頻繁に必要

具体的な状況